【機密性２】

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会設置要綱

（名称）

第１条 本会は、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を越えた連携（以下「広域連携」という。）が必要となる災害（以下「大規模災害」という。）時の廃棄物対策に関する広域連携について検討することを目的とする。

（検討事項等）

第３条 協議会は、次に掲げる事項について検討等を行うものとする。

（１）各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有

（２）中部ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討

（３）中部ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であって、各構成員が必要とする情報の共有

（４）その他、本協議会での検討等が必要な事項

（構成員等）

第４条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

なお、各構成員が推薦する者がオブザーバーとして出席することを妨げない。

（事務局）

第５条 協議会の事務局は、環境省中部環境局資源循環・災害廃棄物対策課におく。

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成２６年１０月３１日から施行する。

この要綱は、平成２７年　７月２４日から施行する。

この要綱は、平成２８年１０月１７日から施行する。

この要綱は、平成２９年　８月２１日から施行する。

この要綱は、平成３０年　２月１４日から施行する。

この要綱は、平成３０年　８月２９日から施行する。

この要綱は、平成３１年　２月　４日から施行する。

この要綱は、令和元年 ８月２６日から施行する。

この要綱は、令和２年　９月　７日から施行する。
この要綱は、令和３年　２月　１日から施行する。
この要綱は、令和３年　９月　３日から施行する。
この要綱は、令和４年　９月　８日から施行する。
この要綱は、令和５年　２月１３日から施行する。
この要綱は、令和６年１１月１１日から施行する。
この要綱は、令和７年　９月　１日から施行する。
この要綱は、令和８年　９月２８日から施行する。

別表

地方自治体	富山県	生活環境文化部環境政策課参事・課長
	石川県	生活環境部資源循環推進課長
	福井県	エネルギー環境部循環社会推進課長
	長野県	環境部資源循環推進課長
	岐阜県	環境エネルギー生活部廃棄物対策課長
	静岡県	くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長
	愛知県	環境局資源循環推進課長
	三重県	環境生活部環境共生局資源循環推進課長
	滋賀県	琵琶湖環境部循環社会推進課長
	富山市	環境部廃棄物対策参事・課長
	金沢市	環境局環境政策課長
	福井市	環境事務所環境政策課長
	長野市	環境部生活環境課長
	松本市	環境エネルギー部資源循環推進課長
	岐阜市	環境部環境政策課長
	静岡市	環境局ごみ減量推進課長
	浜松市	環境部一般廃棄物対策課長
	名古屋市	環境局事業部作業課長
		環境局施設部施設課長
		環境局施設部工場課長
	豊橋市	環境部環境政策課長
		環境部廃棄物対策課長
	岡崎市	環境部廃棄物対策課長
	一宮市	環境部廃棄物対策課長
	豊田市	環境部廃棄物対策課長
		環境部循環型社会推進課長
	四日市市	環境部生活環境課長
		環境部環境事業課長
	大津市	環境部廃棄物減量推進課長
民間団体	一般社団法人富山県産業資源循環協会専務理事	
	一般社団法人石川県産業資源循環協会事務局長	
	一般社団法人福井県産業資源循環協会事務局長	
	一般社団法人長野県資源循環保全協会専務理事	
	一般社団法人岐阜県産業環境保全協会専務理事	
	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会専務理事兼事務局長	
	一般社団法人愛知県産業資源循環協会専務理事	
	一般社団法人三重県産業廃棄物協会専務理事	
	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会専務理事	
	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部課長	
有識者	名古屋大学減災連携研究センター 教授	
	名古屋大学減災連携研究センター 准教授	
専門支援機関	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO） 環境安全事業部災害廃棄物処理支援事業課長	
国の機関	国土交通省 中部地方整備局	防災室長
		道路部道路管理課道路防災調整官
		港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長
	環境省中部環境局資源循環・災害廃棄物対策課長	